

南相木村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 1,114	千円 1,731,578	千円 98,012	千円 368,190	% 21%	% 23%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 町村類型平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 43	千円 124,065	千円 22,191	千円 44,184	千円 190,440	千円 4,429	千円 5,466

(注) 1*
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

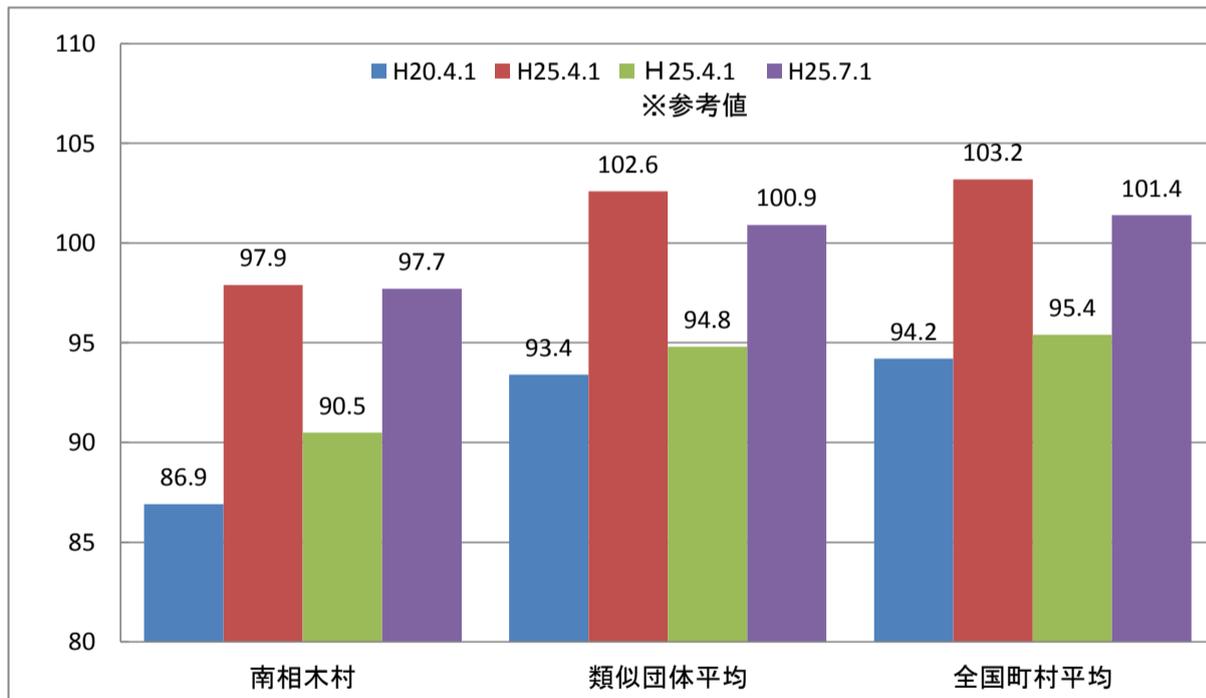
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間または減額を実施していない場合はその理由
抑制済みまたは減額措置の内容	
(給料)【H25.4.1ラスパイレ指数・参考値、減額時点のラスパイレ指数についても併せて記載】 (手当)	

(その他)

(4) ラスパイレ指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100とし
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレ指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	円	円	円 (%)	%	%	% 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレ比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合	公務員の 支給月数 A	較差 B	勧告 A-B (改定月数)		
25年度	月	月	月	月	月	月 改定なし

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(25年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国ベース)
南相木村	44.4 歳	307,200 円	349,300 円	— 円
長野県	45.3 歳	343,594 円	398,524 円	377,781 円
国	43.1 歳	307220(332446) 円	—	376257(405463) 円
類似団体	41.9 歳	306,972 円	345,188 円	336,473 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
南相木村	53.2 歳	6 人	298,300 円	316,800 円	— 円	—	—	—	—
長野県	56.2 歳	39 人	286,738 円	309,706 円	301,123 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272 人	272119 (286850) 円	—	309534 (325400) 円	—	—	—	—
類似団体	49.2 歳	— 人	289,089 円	310,924 円	304,911 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
南相木村	—	—	—
うち〇〇	円	円	
うち〇〇	円	円	
うち〇〇	円	円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成〇～〇年の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しないものがある。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員は期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
南相木村	— 歳	— 円	— 円
長野県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、居住手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 国家公務員欄における「平均給与月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとしたばあいの値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区 分		南相木村	長野県	国
一般行政職	大 学 卒	161,600 円	178,800 円	163,986(172,200) 円
	高 校 卒	135,600 円	144,500 円	133,417(140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	139,600 円	— —
	中 学 卒	— 円	— 円	— —
教 育 職	大 学 卒	— 円	— 円	— —
	高 校 卒	— 円	— 円	— —

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（25年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	238,933 円	281,000 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	322,640 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	261,100 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
〇 〇 職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

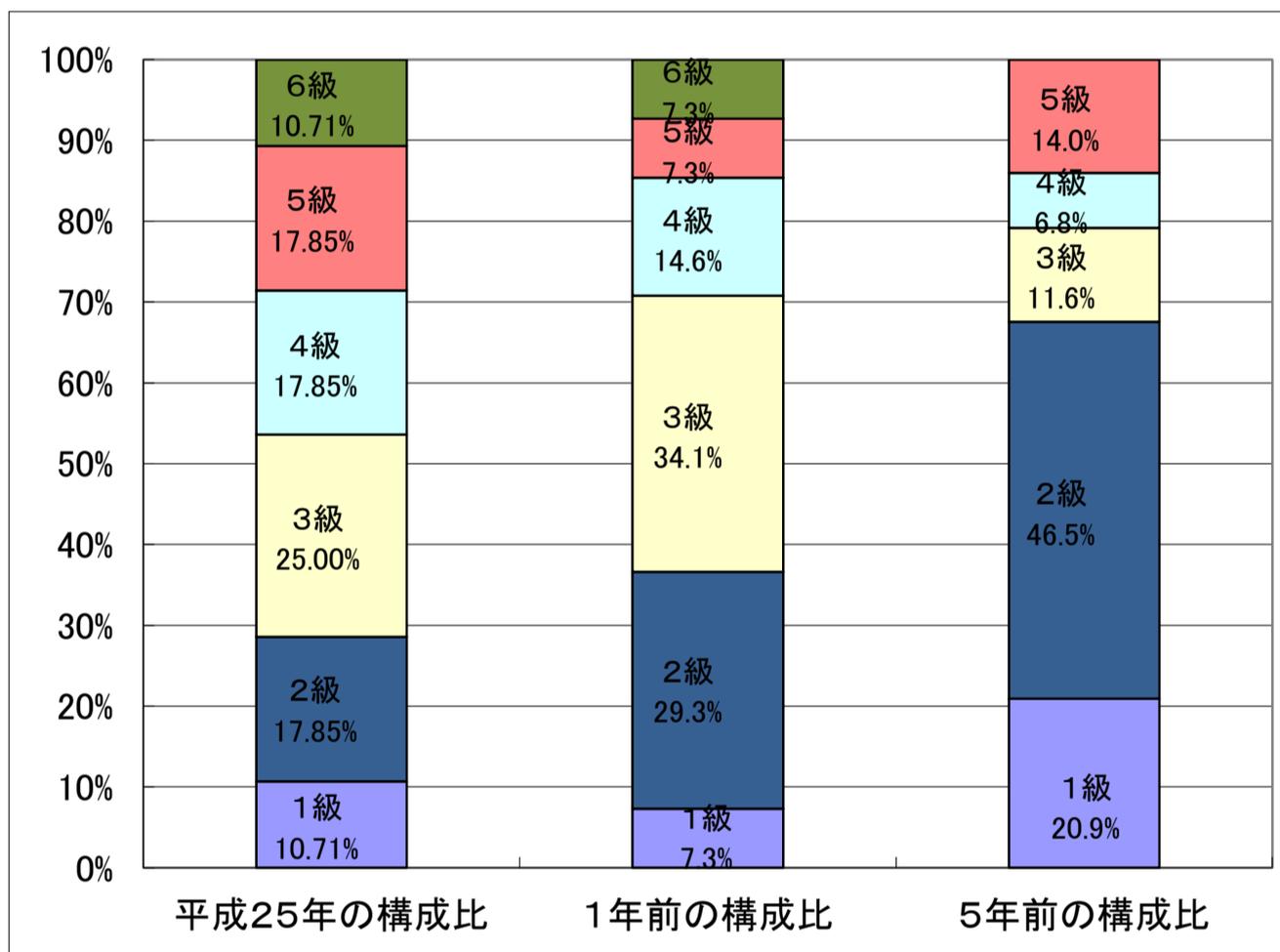
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補・主事の職務	3人	10.71%
2級	主任の職務	5人	17.86%
3級	主査・係長の職務	7人	25.0%
4級	係長・課長補佐の職務	5人	17.86%
5級	課長補佐・課長の職務	5人	17.86%
6級	課長の職務	3人	10.71%

#

- (注) 1 南相木村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南相木村		長野県		国	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(24年度)		—	
1,052 千円		1,587 千円		—	
(25年度支給割合)		(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(—)月分	(—)月分	(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
		・管理職加算 15～25%		・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

--

(2) 退職手当(25年4月1日現在)

南相木村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	##### 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	%

(4) 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		— %	
手当の種類(手当数)		—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(〇年度決算)
—	—	—	千円
—	—	—	千円
		左記職員に対する支給単価	
		日額〇〇円	
		一件当たり〇〇円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	7,133 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	173 千円
支給実績(25年度決算)	9,315 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	221 千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当		同		5,011 千円	217,870 円
住居手当		同		1,435 千円	159,444 円
通勤手当		同		627 千円	41,800 円
管理職手当		同		1,603 千円	195,500 円
休日勤務手当		—		— 千円	— 円
産業教育手当				— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	685,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	(739,000 円)	787,000 円 /	495,000 円	
	副 村 長	565,000 円	647,000 円 /	421,500 円
	(595,000 円)		円 /	円
報 酬	議 長	240,000 円	310,000 円 /	171,100 円
	(240,000 円)			
	副 議 長	157,000 円	251,000 円 /	119,000 円
	(157,000 円)			
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(24年度支給割合)		
	副 市 町 村 長 収 入 役 議 長	2.95	月分	
退 職 手 当	副 議 長 議 員	(24年度支給割合)		
		2.95	月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	月額給料×44/100×月数	15,607,680	退職時
		月額給料×26/100×月数	7,425,600	退職時
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

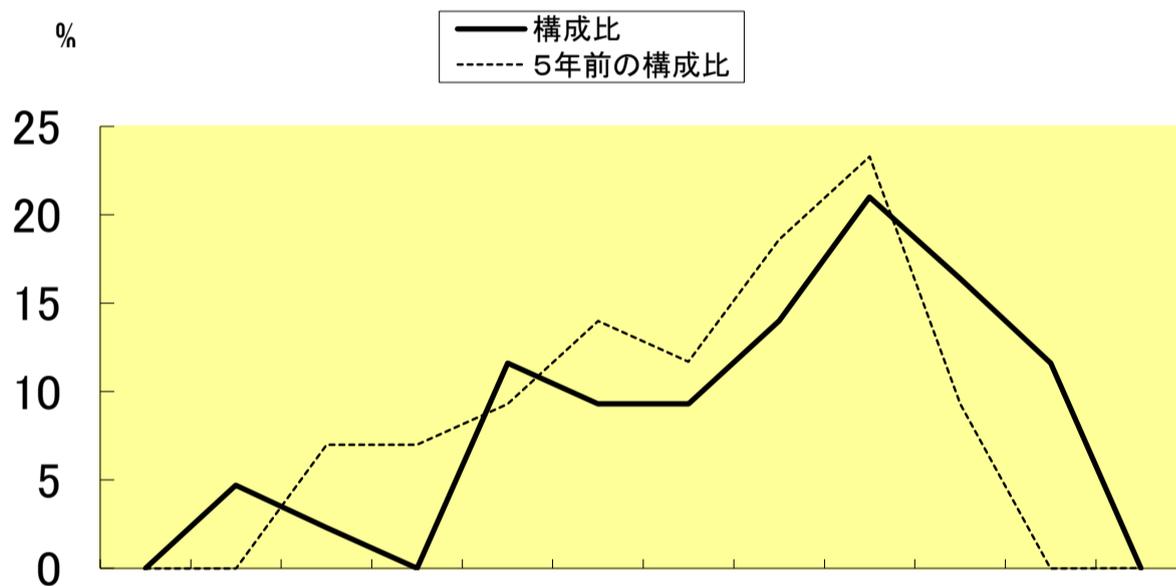
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
	平成25年	平成24年			
普通会計部門	議会	1	1	0	
	総務	13	12	1	
	税務	1	1	0	
	民生	9	9	0	
	衛生	2	2	0	
一般行政部門	農林水産	4	4	0	
	土木	2	3	▲1	
計	32	32	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)	
教育部門	7	7	0		
消防部門	—	—			
小 計	39	39	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)	
計業公 部等 営 門 会 企	水道	1	1	0	
	その他	3	2	1	
	小 計	4	3	1	
合 計	43	42	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 人	
	[49]	[49]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	2人	1人	人	5人	4人	4人	6人	9人	7人	5人	人	43人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	33	33	34	33	32	32	▲1 (▲3.0%)
教 育	8	8	6	6	7	7	▲1 (▲12.5%)
消 防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
普通会計計	41	41	40	39	39	39	▲2 (▲4.9%)
公営企業等会計計	3	3	3	3	3	4	1 (33.3%)
総 合 計	44	44	43	42	42	43	▲1 (▲2.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	歳出額 A	実損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費率
25年度	千円 26,564	千円 98,012	千円 6,112	% 23%	% 32%

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 町村類型平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 1	千円 3,349	千円 1,548	千円 1,215	千円 6,112	千円 6,112	千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項